

計画策定にあたって

【基本理念】

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現
 「第4次堺市障害者長期計画」及び「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の基本理念を継承

【計画の位置づけ・根拠法令】

障害者基本法第11条第2項にもとづく「市町村障害者計画」である「**第5次堺市障害者長期計画**」、障害者総合支援法第88条第1項にもとづく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項にもとづく「市町村障害児福祉計画」である「**第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画**」の性格を内包した一体的な障害施策に関する計画とする。

【内容】

令和5年3月に国が策定する「障害者基本計画（第5次）」及び大阪府が策定している「第5次大阪府障がい者計画」を基本としたうえで、本市における障害施策を推進するにあたっての基本理念・基本目標を示す。また、令和5年4月頃に国が示す「基本方針」に即し、成果目標、障害福祉サービス・障害児サービス等の提供に係る見込量とその提供体制の確保の方策も示す。

【他計画との関係】

最上位計画である「堺市基本計画2025」、上位計画「堺市SDGs未来都市計画」、福祉分野計画の基盤計画である「堺あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画）」等との整合性を図る。

【計画の期間】

令和6（2024）年度から令和11（2029）年の6年間

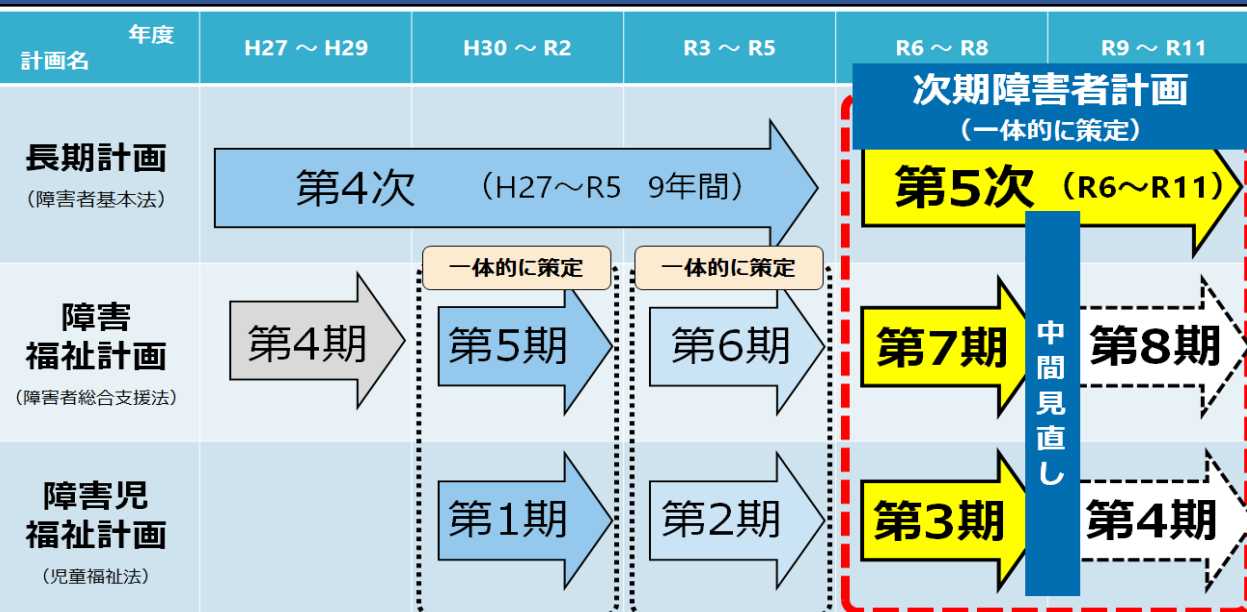
ただし、「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」に係る成果目標等については、令和6年度～令和8年度までの3年間とする。

また、令和8年度を次期障害者計画における「中間見直し」の年度とし、中間見直しを行う。

そのうえで、「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」（令和9年度～令和11年度）の性格を持つ内容（成果目標、障害福祉サービス等の提供に係る見込量等）をあらためて作成する。

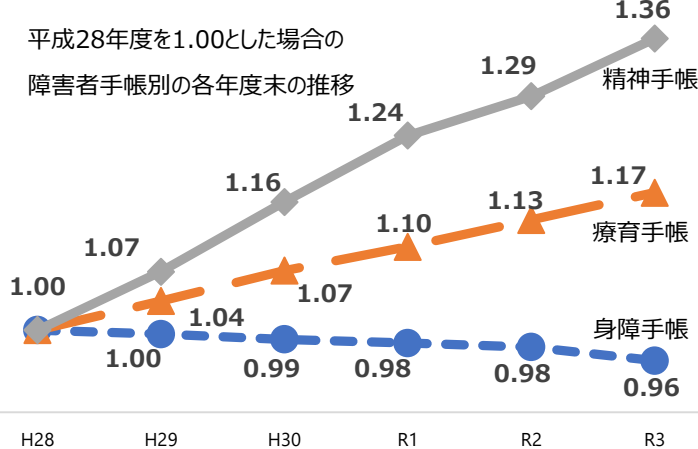
【策定期間】 **令和6年3月**

計画期間



堺市の障害者児の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身障手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833
精神手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890
合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483



【傾向】 各年度末の数値（人）

- ・身体障害者手帳所持者数は微減傾向である
- ・療育手帳所持者は増加傾向である
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が顕著である
- ・その理由の一つとして、発達障害は、精神手帳の対象であり、その診断を受けられる方が増加していることが考えられる
- ・今後も、この傾向が続いていくものと推測される

目次構成素案

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

第1部 計画の策定にあたって

- ① 計画の主旨 ・ 策定の背景 ・ 法的根拠と関連法制度 ・ 計画の性格 ・ 計画期間 等
- ② 現状と課題 ・ 障害者を取り巻く環境 等
- ③ 基本的な考え方 ・ 基本理念 ・ 基本的な視点 等

第2部 第5次堺市障害者長期計画

- ① 差別の解消と権利擁護
- ② 地域生活と地域移行支援 **強化**
- ③ 社会参加
- ④ 教育・療育の充実 **新規**
- ⑤ 雇用・就労支援の充実 **新規**
- ⑥ 保健・医療の推進 **新規**

条約との整合性、「堺市基本計画2025」の重要戦略との整合性から、構成・施策項目について、新規項目及び強化項目を設定する

第3部 第7期堺市障害福祉計画

- ① 成果目標 ② 障害福祉サービス等の見込

第4部 第3期堺市障害児福祉計画

- ① 成果目標 ② 障害児サービス等の見込

今後、国が示す「基本方針」に即したうえで、本市の状況を含めた内容を盛り込む

第5部 計画の推進と進捗管理

- ① 計画の推進の基本的な考え方 ② 進捗状況の管理及び評価

計画策定のスケジュール

- R4.12～R5.2 障害者等実態調査（補足調査）の実施
- R5.1～10 障害者施策推進協議会（本会・計画策定専門部会等）での継続的な審議
- R5.12～R6.1 パブリックコメント実施
- R6.3 計画策定